

有効期間3年（令和8年12月31日まで）

令和5年11月20日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
（警察安全相談課）

携帯電話式緊急通報システムの運用及び取扱要領について（通達）

見出しのことについては、「携帯電話式緊急通報システムの運用及び取扱要領について」（令和4年9月28日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき、運用しているところであるが、携帯電話式緊急通報システムの運用及び取扱要領を改正して令和5年12月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年11月30日限り廃止する。

〔本件担当 被害者支援第一係〕
警 電 [REDACTED]

携帯電話式緊急通報システムの運用及び取扱要領

1 目的

携帯電話式緊急通報システムの運用及び取扱いに関して必要な事項を定め、保護対策を必要とする対象者及びその親族、関係者等（以下「対象者等」という。）が使用する携帯電話機の電話番号及び事案概要等を広島県警察総合通信指令システム（以下「指令システム」という。）に登録することにより、被害者保護及び再被害防止を図る。

2 用語の定義

(1) 携帯電話式緊急通報システム

対象者等が当該事案に関する情報を指令システムに登録し、緊急時の対象者等からの通報に対する聴取を合理化し、迅速な手配を図るシステムをいう。

(2) 貸出用携帯電話機

対象者等が携帯電話式緊急通報システム（以下「通報システム」という。）に登録する携帯電話機を所有していない場合に、対象者等に貸し出す携帯電話機（充電器を含む。）をいう。

(3) 緊急番号

通報システムの登録状況等を管理するために、警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）が対象者等の所有する携帯電話機又は貸出用携帯電話機に付す個別の呼称番号をいう。

3 貸出用携帯電話機の運用

(1) 対象者等の置かれた状況等を勘案し、警察署長の指揮を受け、対象者等に貸出用携帯電話機（以下「貸出機器」という。）を貸し出すことができる。

(2) 警察署において対象者等に貸し出し及び返納させる場合は、貸出用携帯電話機借受・返納書（様式第1号）を対象者等に記載させること。

(3) 貸し出しに際して、対象者等に対し、故意又は重大な過失により貸出機器に損害が生じた場合には、その修理に要する費用について負担させる場合がある旨を確実に説明し、同意を得ること。

(4) 警察署長は、自署の貸出機器に不足が生じるなどした場合、警察安全相談課長と協議の上、警務部警察安全相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）又は他の警察署で管理運用する貸出機器を借り受けることができる。この場合、所属間における緊急通報システム機器受領・返納書（様式第2号）に記載して行うこと。

4 登録基準

次に掲げる対象者等で、警察署長が通報システムの登録が必要と認めたもの。

- (1) 広島県警察再被害防止要綱の制定について（平成13年10月10日付け広刑総第729号ほか）により再被害防止対象者に指定された対象者等
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の事案に係る対象者等
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の事案に係る対象者等
- (4) 広島県警察保護対策実施要綱について（令和4年4月1日付け警察本部長通達）により保護対象者に指定された対象者等
- (5) その他犯罪被害者等の安全確保等の必要性、緊急性があると認められる対象者等

5 登録の手続

- (1) 対象者等に指令システムの位置情報等の特性や別に定める注意事項を説明した上で文書を交付又は閲覧させるなどし、対象者等の意向を確認後、緊急通報システム登録同意書・解除報告書（様式第3号。以下「同意書」という。）を徴収する。
- (2) 被害者支援室へ対象者等の氏名、登録基準及び登録日を連絡（夜間・休日においては、翌開庁日）し、緊急番号の付与を受ける。
- (3) 警察署において、対象者等の携帯電話番号、事案概要及び対象者等の所在や状況等を判明させるに資する情報等を速やかに指令システムへ登録する。
- (4) 指令システムへ登録した後、地域部通信指令課に連絡し、通報テストを実施する。
- (5) 登録にあたっては警察署長の指揮を受け、対象者等の関係者を追加で登録する場合は、同意書の関係者一覧に所要の内容を記載し、当該事案にかかる主管課長の確認を受ける。

6 対象者等への説明等

- (1) 対象者等に対し、通報システムは、あくまでも被害防止のための補助的な役割を果たすものであることなどの注意事項を書面交付などにより説明すること。
- (2) 通報システムに障害が発生した場合等の不測の事態における対処方法についても十分に指導を行うこと。

7 変更の手続

- (1) 通報システムの登録内容に変更が生じた場合は、警察署において速やかに内容を変更登録する。
- (2) 同意書に変更内容等を記載し、当該事案にかかる主管課長の確認を受ける。
- (3) 携帯電話番号が変更された場合は、速やかに通報テストを実施する。

8 登録解除の基準

- (1) 通報システムの登録にかかる事案対応が終了した場合
- (2) 対象者等が通報システムの登録の解除を申し出た場合
- (3) 通報システムの登録からおおむね3か月を経過し、警察署長が登録の継続を不要

と判断した場合

9 登録解除の手続

- (1) 通報システムの登録を解除する場合は、警察署長の指揮を受け、対象者等の意向を確認するなどし、日付等を記載の上、被害者支援室へ電話又はメール送信により依頼する。
- (2) 通報システムに登録した対象者等に関して一部関係者のみの登録を解除する場合は、被害者支援室へ電話又はメールにより依頼し同意書の関係者一覧に解除年月日を記載の上、当該事案にかかる主管課長の確認を受ける。
- (3) 警察安全相談課長は、警察署長からの依頼を受け、通報システムの登録を解除する。

10 関係所属との連携

通報システムの登録を行った警察署長は、必要に応じて登録に係る事案の本部主管課へ助言を求め、対象者等の勤務先及び実家等被害の発生が予想される場所を管轄する警察署へ手配を行うことができる。

11 登録情報の管理

指令システムへの登録情報の管理については、地域部通信指令課が定める指令システムに関する規程によること。

12 報告

- (1) 警察署長は、通報システムの登録及び解除の状況等について、携帯電話式緊急通報システム登録状況報告書（様式第4号）を作成し、前月分を毎月5日までに警察安全相談課長に報告すること。
- (2) 警察署長は、通報システムに登録した事案に係る効果的な活用があったときは、その都度、概要及び措置結果等を警察安全相談課長に報告すること。

13 関係書類の保存期間

- (1) 本通達に定める様式（様式第4号を除く）の保存期間は、登録を解除した日の翌年から1年とする。
- (2) 様式第4号の保存期間は、1年とする。